

財政状況と市政の方向

本市では、財政状況の悪化から準用再建団体への転落を回避すべく平成16年1月に「財政健全化緊急3か年計画」を策定し、財政健全化に向けて鋭意取り組み、平成18年度決算において実質収支を4年ぶりに黒字に転換させ、以後、実質収支で黒字決算を続け、財政健全化を着実に進めています。

また、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が整備され、平成19年度決算から「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」という4つの指標を用いて財政の健全度を公表するとともに、平成20年度決算からは、基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないこととなりました。「連結実質赤字比率」とは、一般会計だけでなく特別会計、公営企業会計も含めた全会計における実質赤字の標準財政規模に占める割合を指標化したものであり、「将来負担比率」とは、一般会計や特別会計のほか、一部事務組合、第三セクター等を含め、将来一般会計で負担することが見込まれる金額の標準財政規模に対する割合を指標化したものです。このことによって、市財政の状況について、一般会計だけではなく、関連する特別会計等を含めて財政の健全度を判断することになっています。

本市においては、特に財政状況が厳しい国民健康保険特別会計について、平成27年度に策定した財政健全化計画に基づき、持続可能な安定運営に向け取り組んでいます。また、病院事業会計については、ここ数年経営状況が改善してきていますが、病院施設建替えへ踏み出したところであり、建設においては多額の支出が見込まれています。さらには、平成23年度末をもって廃止した荒尾競馬場の跡地を有効活用する南新地土地区画整理事業の推進など、一般会計以外の会計も含めた市会計全体としての各種課題へ対応しながらも、健全な財政構造の確立を図っていく必要があります。